

# 愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則 (案) の概要

## 1 改正理由

県立学校に設置する学校運営協議会の委員の任免を迅速かつ円滑に行うため、この規則の一部を改正しようとするものである。

## 2 改正内容

県立学校に設置する学校運営協議会の委員の任免に関することについて、教育長の専決事項に追加

## 3 施行期日

令和8年4月1日

議案第37号

愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会教育長専決規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                                    | 改 正 前                 |
|------------------------------------------|-----------------------|
| (専決事務)                                   | (専決事務)                |
| 第2条 専決事務は、次に掲げるものとする。                    | 第2条 専決事務は、次に掲げるものとする。 |
| (1)・(2) 省略                               | (1)・(2) 省略            |
| (3) <u>県立学校に設置する学校運営協議会の委員の任免に関すること。</u> |                       |
| 2 省略                                     | 2 省略                  |

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案説明

県立学校に設置する学校運営協議会の委員の任免を迅速かつ円滑に行うため、この規則の一部を改正しようとするものである。